

令和8年5月29日

懲戒処分等の公表について

このたび、町職員による1件の個人情報の目的外収集および利用行為が確認され、該当職員について懲戒処分を行うこととしました。

大津町職員懲戒処分等の指針第4（懲戒処分の公表）に基づき、下記のとおり公表します。

関係者の皆さまには、多大なる御迷惑をおかけし、誠に申し訳ございません。

今回の件を受け、さらなる綱紀粛正の徹底を図り、再発防止と町政の信頼回復に努めてまいります。

1 職員の処分について

(1) 懲戒処分について

所属	職名	年代	処分内容	非違行為の内容
健康福祉部 子育て支援課	参事	30代	戒告	個人情報の目的外利用

(2) 処分年月日

令和8年5月29日

2 事案の概要

当該職員が、4月中旬、個人情報を目的外で取得し、利用したことが判明したため、地方公務員法第29条、大津町職員懲戒処分等の指針に基づき懲戒処分を行いました。

また、本事案は、当該職員に対する個人情報の取り扱いに関する指導・監督が十分でなかった面もあることから、令和8年3月まで所管していた当時の部長、課長及び審議員に対して、指導上の措置として嚴重注意を行いました。

個人情報の不適切な取り扱いがあったことは、町民からの信頼を著しく失う行為であり、誠に遺憾です。

今後は、個人情報の管理体制の見直しや全職員へのコンプライアンス研修の再徹底を行い、再発防止と町政の信頼回復に取り組んでまいります。

3 問い合わせ先

■本事案に関すること

大津町役場 健康福祉部 子育て支援課

電話 096-293-5981（直通）

■処分に関すること

大津町役場 総務部 総務課

電話 096-293-3111（直通）